



2020年10月15日

各 位

会 社 名 株式会社エッチ・ケー・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 水口 大輔
(JASDAQ・コード 7219)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常務取締役財務部長 赤池 龍記
電 話 0 5 4 4 - 2 9 - 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2020年10月15日開催の取締役会において、2020年11月27日開催予定の第47期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 業務執行取締役等でない取締役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、定款第30条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年11月27日
定款変更の効力発生日	2020年11月27日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、<u>賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<u>第 30 条~第 46 条</u> (条文省略)	<u>第 31 条~第 47 条</u> (現行どおり)

以上